

フランスにおけるケア労働の「専門化」と旧植民地アフリカ出身女性労働者

——移住による「下方移動」と職業経験認定制度 VAE による資格取得

園部 裕子

はじめに——移住による「下方移動」と「専門化」

- 1 調査について
 - 2 非熟練労働としてのケア労働と VAE
 - 3 移住女性ケア労働者の経歴
 - 4 労働条件と賃金水準
 - 5 VAE の課題と意義
- おわりに

はじめに——移住による「下方移動」と「専門化」

本論の目的は、フランスの首都パリ市とその郊外でケア労働⁽¹⁾に非熟練労働者として参入する、旧植民地アフリカ等⁽²⁾出身の移住女性の経歴と労働条件を明らかにし、資格取得による地位向上の可能性を検討することである。フランスのケア労働は人道的ボランティアに発する社会福祉サービスと家庭雇用の二つを起源とし、無資格者が多い。フランスでは 1990 年代以降、女性・雇用労働・第三次産業の非熟練労働者が増加したが、在宅サービスでは 2007 年に雇用労働者 120 万人のうち非熟練が 22% で、介護でも 1998 年に 18 万人中 8 割が無資格であった (Gadrey et al. 2009; Jauneau 2009; Moreau 2003)。技能水準では最底辺の非熟練労働に位置し、無申告雇用や非正規滞在者によるインフォーマル労働も常態化してきた。近年ではそこに多くの旧植民地アフリカ等からの移住女性が参入している。

そこで政府は 2005 年に「対人サービス発展のための計画」、通称「ボルロー法」により、利用者の自宅で提供されるサービス労働を「対人サービス」と位置づけ、強い政治的意思で新しいセクターを確立する政策を開始した (中力 2012)。ボルロー法は非営利セクターが独占的に担ってきた在宅ケア労働市場を私企業に開放した (Balzani 2010)。具体的には「対人サービス機構 ANSP」

(1) 便宜上、介護・保育・家事を総称してケア労働と呼ぶ。

(2) ハイチや海外領土出身者は「客観的に付与されるアイデンティティは黒人」(Ndiaye 2008) として差別を被るため対象とした。

を設置し、サービスの質保証のための認可制度や、新規参入企業と個人雇用主のための税制上の優遇措置などにより、産業の発展を促して介護・家事労働の需要を満たしつつ、大規模な雇用創出をめざした（中力 2012）。

背景には 1970 年代後半から高止まりする失業率がある。世界大戦期に就学の機会を逃した非熟練層が多く、経済停滞期に失業の最も大きな影響を受けた（Méda et Vennat 2004）。しかしフランスは学歴社会で、職業教育訓練は学校主体で行われ、学校教育と職業資格が連動している（中上 2007）。就職や昇進には能力を証明する資格が求められるため、学歴や職業資格がないとか低い者は、就けるポストも賃金も低く、就職も難しい（北澤 2017）。そこで学歴条件なしに職業経験から資格 *titre* や免状 *diplôme*（以下、資格等）を取得できる「職業経験認定制度 VAE」が 2002 年に整備された⁽³⁾。

同時に失業解消と社会的コスト削減の両立のため、国は地域や住民へのサービスを自治体や非営利組織に担わせ、失業者を雇って一般労働市場への橋渡しをめざした（Laville 2009; Balzani 2010）。しかし正規雇用への転換は容易ではなく、二次的な労働市場を生じさせた反省から、1990 年代以降はケア労働を「雇用の鉱脈」と位置づけ、より積極的な雇用創出政策への転換が図られた（Laville 2009）。

ボルロー法の改正過程では、移民担当大臣が「家族統合で入国した女性が働かず、EU 域外出身者の失業率も高すぎる」として、対人サービスを含む人手不足部門に移住女性を動員すると発言した⁽⁴⁾。しかし同法による要介助者へのサービス提供には有資格労働者を確保し「適性認可」を取得する必要がある、新規参入企業にはその育成が急務である⁽⁵⁾。そこで労働者の「専門化」⁽⁶⁾のため VAE による資格取得が推進されている。VAE は当初、ボルロー法と直接的に結びつけられたものではなかったが、「専門化」の推進で申請件数上位の資格の大半をケア労働関係が占めるようになり、対人サービス機構は VAE の振興を最優先課題とするようになった⁽⁷⁾。このように移住女性の動員と VAE は対人サービス政策の両輪として推進されてきた。

Hondagneu-Sotelo（2007）によれば、世界的な経済格差の拡大による不平等のため、移住女性がケア労働を担う構造が広まっている。アメリカでは黒人女性が従事していた家事労働に、公民権運動後はラテンアメリカ系女性が参入した。他方で植民地支配の結果、旧植民地の比較的高い階層の女性が、旧宗主国に移動して家事労働者となる「下方階級移動」を経験している（Hondagneu-Sotelo 2007）。Parrenas（2001）も「矛盾した階級移動」と形容するが、出身国で専業主婦だった人には社会階層上の「一步後退」、ケア労働者だった人にも受入国では周辺化された不安定な地位

(3) VAE については断りが無い限り La validation des acquis de l'expérience ホームページ（<http://www.vae.gouv.fr/>, 2021 年 3 月 27 日参照）、後述の個人指導責任者らへの聞き取りにもとづく。

(4) Discours de M. Éric Besson, Signature de l'accord avec Vinci, Jeudi 5 février 2009 による。

(5) 要介助者は 3 歳以下の乳児、高齢者、障がい者などである（中力 2012）。

(6) 本論では *professionnalisation* を労働者の資格取得による「専門化」と訳す。中上（2007）も参照。

(7) 経済・財務省ホームページによる（https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/directions_services/services-a-la-personne/Pour_les_pros/SE_DEVELOPPER/validation_des_acquis_de_l_experience_dans_le_secteur_des_sap.pdf, 2021 年 3 月 27 日参照）。なお対人サービス機構は 2014 年に解散し、任務は同省に引き継がれている。VAE と前身の VAP（後述）は社会党政府、ボルロー法は右派政府がそれぞれ制定した。

になり「下方移動」を意味する (Anderfurhen 2002; Oso Casas 2002)。

近年はアフリカ女性も家事労働者として移住している。児玉 (2020) はエチオピア人女性が湾岸諸国で家事労働に従事する実態を調査した。石井 (2020) は、高校卒業後に渡米したケニア人女性が現地事情により、母国では社会的地位が低い看護師になるという。旧植民地からフランスへの女性の移動は、1980年代まで北アフリカのマグレブ諸国や西アフリカ農村部からの家族統合が中心で、女性は労働者と見なされていなかった (Freedman 2000)。1990年代以降、移住者に占める女性の割合は半数を超え、コートジボワールなどサヘル以南の中所得国からの単身女性が増加した。ところが当時フランスでは極右政党が台頭し、右派政権が移民抑制的な政策に舵を切る中で、アフリカ出身者は一夫多妻婚などの文化的特性から排斥され、滞在資格が不安定になった (園部 2020)。

この頃ケア労働に従事するアフリカ女性がパリなど都市部で増加したのも、偶然ではないだろう。Puech によれば、親密空間の労働と市場化については1990年代の介護研究が端緒で、それまでケア労働は職業としての承認が遅れた (Puech 2007)。そのため労働実態は不可視化され、社会的に不安定な移住女性が住み込み労働に参入する土壌となった (Avril 2012; Oso Casas 2007; Blanchard 2014) こうした構造的な要因のため、移住女性ケア労働者は社会的にも研究においても不可視な状態におかれてきた (Makridou 2014)。

ところが2000年代にパリ市内の公園で子守をするアフリカ女性が見られるようになり、Ibos (2012) は、13名のコートジボワール人女性と同じ村からのネットワークにより参入していることを明らかにした。牧 (2020) も家族政策の観点から、パリでは在宅保育の利用が多く移住女性がそれを担うという。Puech (2007) は東欧などからの移住女性も含めてフランスとベルギーのケア労働を調査し、伊藤 (2020) もパリの個人雇用主の下で働く非正規滞在のフィリピン人家事労働者による組織化を分析した。

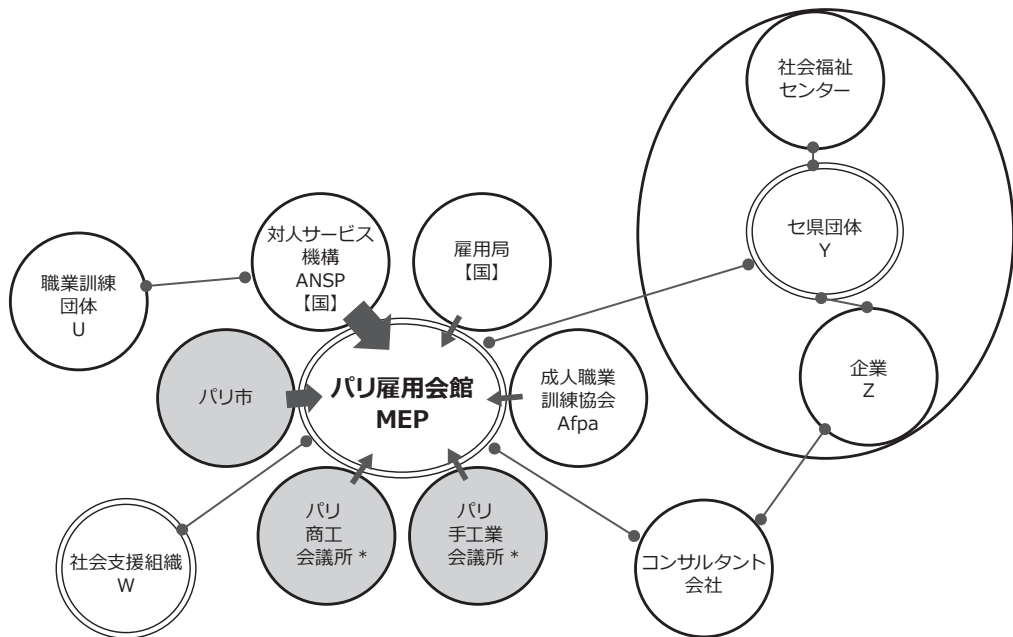
フランスについての先行研究の多くは、職種や雇用形態を絞って調査しつつ移住女性労働者にも言及する。Avril (2007; 2012) は介護を「賃金労働の最下層」と位置づけ、労働者が不安定さや将来性のなさから、よりよい契約を求めて頻繁に雇用先を変える実態を明らかにする。移住女性は出身国の学位や職歴、家族の経済的資源を生かせず、厳しい労働条件にもかかわらず「必要性」から働くとし、本論と問題意識を共有する。Makridou (2014) は「専門化」政策にもかかわらず、EU域外の医師や看護師の資格はフランスの制度上認められず、有資格者がVAEで介護の資格等を取り直さざるをえない「矛盾」を指摘する。この「下方移動」について、フランスではほとんど論じられていないともいう。ただしインフォーマントの医療系有資格者らは、フランスの学位の序列で最上位の介護資格を取得している。

本論は「専門化」の推進と移住者の「下方移動」の矛盾という問題意識をMakridouと共有しつつ、Avrilのいう「賃金労働の最下層」としてケア労働を位置づける。パリを含む首都圏では、歴史的にフランスの劣位におかれた旧植民地アフリカ等出身の女性が、受入社会からみた「適性」によりケア労働に動員されている。しかしながら、フランスでは出身国別の詳しい職業統計が少なく、インフォーマル労働も多いため、全容を明らかにするのは難しい。そこで職種や雇用形態は限定せず、旧植民地アフリカ等出身女性を対象に、ケア労働への参入経緯、職歴と労働条件について

聞き取りを行った。移住により「賃金労働の最下層」に参入する女性たちにとって、VAE による資格取得は労働条件改善の手段である。だが高度なフランス語能力が必要なため、出身地で受けた教育水準などの人的資本に成否が左右される。めざすのは最下位の資格等で合格しても「最下層」に留まる。以下ではまず調査方法と対象を整理し、「専門化」のための資格等と VAE の概要を示す。さらに移住女性の経歴と就労実態、VAE 受験の課題を抽出し、資格取得と地位向上の可能性を示したい。

1 調査について

図 1 MEP の設置・出資 6 機関と連携先イメージ



出所：筆者作成。次頁の表 1 中、MEP と関連する機関のみ示した。矢印は設置・出資、線は協力関係。二重枠は個人指導を行う法人。*の 2 法人には聞き取りを行っていない。

調査は 2009～2013 年にかけてパリ市とその郊外で行った⁽⁸⁾。パリはボルロー法のモデル都市で、図 1 のように出先機関「パリ雇用会館 MEP」が設置された⁽⁹⁾。VAE の要である個人指導も行う。次頁表 1 のように MEP の紹介で市の経済・雇用等担当助役、雇用局、Afpa（成人職業訓練協会）、

(8) JSPS 科研費基盤研究 A [研究代表者伊藤るり] (21252001), 同 (24252003) による。国際移動とジェンダー研究会編 (2012) も参照。

(9) パリ雇用会館 Maison de l'Emploi de Paris: MEP は 70%を国、30%を市が出資する公共利益団体 Groupement d'intérêt public: GIP で、同様の組織は全国に設置された。なお MEP は 2016 年に組織改編されている (<http://www.epec.paris/>, 2020 年 9 月 5 日参照)。

表 1 聞き取り機関・団体一覧

	組織	聞き取り相手	時期
1	対人サービス機構 ANSP	理事長	2009 年 9 月
2	パリ 20 区雇用センター	職業訓練担当者	同上
3	職業訓練団体 U	職業訓練担当者	同上
4		主任	2010 年 8 月
5	パリ雇用会館 MEP	個人指導責任者	同上
6		調査研究責任者	2011 年 3 月, 9 月
7		連携担当責任者	2011 年 9 月
8		社会支援責任者	同上
9	パリ市	経済・雇用等担当助役	2010 年 9 月
10	雇用局	対人サービス責任者	同上
11	成人職業訓練協会 Afpa	調査局責任者	同上
12	都市政策省庁間代表部	統合・差別対策担当者	2011 年 9 月
13	社会支援組織 W	代表者	2010 年 9 月
14			2011 年 3 月 (他に複数回)
15	コンサルタント会社	社長	2011 年 9 月
16		職業訓練担当者	同上
17		職業訓練講師	同上
18	セ県対人サービス推進団体 Y	事務長	同上
19		個人指導担当者	同上
20			2013 年 9 月 (他に複数回)
21	企業 Z	社長と共同設立者	同上
22	社会福祉センター	在宅ケア責任者	同上

注) 1 は伊藤り, 定松文, 中力えりと共同, 2～3 と 14 は伊藤と共同で行った。9～21 の一部は村上一基が調査補助者として同行し, 質疑はすべて筆者が行った。質問紙調査は伊藤, 村上と共同で Y の協力により行った。

社会支援組織 W⁽¹⁰⁾, コンサルタント会社, パリ北部セヌ・サン・ドニ県 (以下セ県) の対人サービス推進団体 Y などのケア労働関係機関に聞き取りを行った。セ県は貧困率や外国籍住民率が本土で最も高く, 住民であるケア労働者の 3 割が「雇用主の街」パリで働き, 貧しい郊外が所得水準の高い首都を支える構造になっている (園部 2012; 村上 2020)。団体 Y の事業所網への質問紙調査から企業 Z, 県内自治体の社会福祉センター⁽¹¹⁾ を訪問し, 次頁表 2 のように移住女性団体で紹介をえた 2 名, 組織 W と団体 Y の個人指導受講者 10 名, 社会福祉センター職員 7 名の計 19 名に聞き取りした。職種は 6 名が保育, 13 名が介護である。職歴には直接雇用, 人材紹介・派遣団

(10) 組織 W はホームレス女性向けのシェルター運営団体が設立した連帯経済型組織である (園部 2012)。移住者の多い地区にあり利用者中の割合も高い。連帯経済型組織は 1980 年代以降, 失業者の社会編入のために発展し, 対人サービス政策にも組み込まれた (Laville 2009; 園部 2013)。市助役によると 2000 年代以降の社会党市政は, 国の政策と逆にこの非営利部門の雇用を拡大させている。

(11) 原語は Centre communal d'action sociale である。

表2 聞き取り対象者一覧

	出身国	国籍 取得年	年齢	入国年・方法・ 滞在資格	家族 関係	聞き取り時 の雇用形態	職種	学歴・職歴・資格など (下線はフランスのもの)
A	アルジェリア	－	40代 ?	非正規	－	無申告直接 雇用	保育	不明・建築デッサン職
B	コートジボワール	－	50代	1987, 正規	既婚	失業	保育	中卒・縫製 <u>ADVF 家事証明書</u>
C	アルジェリア	－	40代	18歳で単身, 正規	既婚	WのCDD と直接雇用	介護	高卒資格・ <u>保育証書</u> ・ <u>ADVF</u>
D	アルジェリア	－	40代	夫の家族	既婚, 子	紹介団体, 紹介待ち	介護	高卒資格・ソーシャル ワーカー 13年・ <u>旅行代 理店</u>
E	セネガル	－	50代	1979, 夫の家族	既婚	失業	介護	高卒資格・秘書訓練, 速記訓練
F	カメルーン	－	30代	2001	子	失業	介護	中卒・縫製
G	モロッコ	フランス	30代	1977, 4歳で親の家 族	既婚, 子1	編入支援団 体, CDD	保育	小卒・13歳まで中学校
H	アルジェリア	フランス	40代	親の家族	既婚, 子	失業	保育	中卒
I	モーリシャス	フランス	50代	1981, 夫の家族	既婚, 子2	失業	保育	CAP
J	コートジボワール	フランス	50代	1998頃, 夫の家族	既婚	直接雇用	保育	高卒資格+大学2年程 度・元小学校教員
K	コートジボワール	コートジボ ワール, フ ランス 申 請中	50代	1997, NGO 職員と して短期滞在→非 正規→正規化	未婚, 子1	失業	介護	中卒資格
L	コートジボワール	コートジボ ワール	50代	1983, 単身でオバを 頼り	既婚, 子	直接雇用, 部分的失業	介護	中学校1年, <u>短期介護 訓練</u>
M	コモロ	フランス	40代	16～17歳頃	離婚, 子4	CCAS, CDD 全日 雇用, 2年 目	介護	なし
N	セネガル	セネガル	30代	2004, 子連れ, 1992 年より在住の母の家 族	離婚, 子2	CCAS, CDD 産休 中, 7年目	介護	中卒, 高校1年まで
O	マリ	フランス 2010	30代	1992, 18歳で, 非 正規→1995 正規 化	既婚, 子3	CCAS, CDD 全日 雇用	介護	なし
P	ハイチ	ハイチ	30代	2002, 仏領ギニア非 正規→2004 正規 化→2006 本土へ	離別, 子	CCAS, CDD 全日 雇用	介護	高卒資格・大学3年程 度・医療技術資格, <u>ADVF</u>
Q	アルジェリア	フランス 1999	40代	2000, 夫・親の家族	既婚, 子2	CCAS 公務 員	介護	高卒資格・ <u>DEAVS</u>
R	モロッコ	フランス 2009	50代	1976, 夫の家族	既婚	CCAS 公務 員, 15年目	介護	小学校4年, <u>DEAVS</u>
S	アルジェリア	フランス 2002	50代	1977, オバの家族	既婚, 子	CCAS, CDD 全日 雇用	介護	中学校1年・絨毯工房

注) ーは不明。CDDは有期雇用契約。CCASは社会福祉センター。

Cは伊藤りと共同, 残りは筆者による。A・Bを2009年8～9月, C～Iを2011年3月と9月, J～Lを2012年9月, M以下を2013年9月に実施。Cは組織Wの, D～Lは団体Yの個人指導を受講中。D～Fは団体Y関係者の立ち会いのもと集団で, M～Sはセンター内で個別に, それ以外も自宅や勤務先で個別に行った。時間は集団面接3名が各30分, その他は1～2時間で許可をえて録音した。

体⁽¹²⁾や自治体からの派遣など、企業参入までのすべての雇用者による在宅ケア労働とあらゆる職場が含まれた。

VAE受験の個人指導には雇用局などから失業者が紹介され、移住者も多く、固有の課題に熟知した担当者が指導する。MEPでは受講者の8割がケア労働者、うち5%が失業中で困難が多く資格取得できる人はほとんどいない。組織Wは女性失業者に通常24時間の倍以上の指導を行い、合格率は高い。団体Yはセ県のケア市場に通じ個人指導も行う。コンサルタント会社はケア労働者の孤立について早くから指摘していた(Croff 1994; Avril 2007)、人材派遣団体の元経営者らが立ち上げた。旧植民地アフリカ等出身者が労働者の半数を占めていたため「私的空間における間文化性 l'interculturalité」についてコンサルタントを始め、雇用主との文化的差異について職業訓練も行う。企業Zはセ県内の新規参入企業で、2人のモロッコ出身女性が経営する。聞き取り先はいずれも移住女性ケア労働者の実態に精通するが、現場の認識は特定の出自を対象にしないフランスの普遍主義に阻まれ、体系的に把握され政策に反映されているわけではない。

2 非熟練労働としてのケア労働とVAE

フランスのケア労働には、修道女会の貧困高齢者施設に発する人道的ボランティアの在宅支援 aide à domicile と、16世紀以降の都市商人宅の家事使用人 domestique や女中 bonne による住み込み家庭雇用の二つの流れがある(Dermenjian 1991; Dussuet 2005; Dussuet et Loiseau 2007; 伊藤 2020)。戦後、労働省⁽¹³⁾が職業訓練による免状を設立するまで、社会の底辺層が担う活動として近

表3 職業水準体系による職階と教育水準、職業資格・免状の対応表

1969 年体系 による水準	職階水準		学歴水準	職業資格・免状	2019 年デクレ による水準
Ⅵ	非熟練労働者（職業資格なし）		コレージュ（中学） 第 3 学年履修	—	—
Ⅴ	熟練労働者（職業資格あり）		職業リセ（高校）修了レベル	CAP など	3
Ⅳ	事務職		リセ最終学年修了レベル	高校卒業資格（バカロレア）	4
Ⅲ	中級幹部職		バカロレア取得後 2 年の課程修了	上級技術者免状 BTS など	5
Ⅱ	上級幹部職、 専門職	バカロレア取得後 3 年以上の課程修了	学士，職業学士	6	
Ⅰ			修士	7	
			博士	8	

出所：公共サービス情報ページ (<https://www.legifrance.gouv.fr/>)、北澤（2017）をもとに筆者作成。

(12) 在宅ケアには①直接雇用、②人材紹介 mandataire、③人材派遣 prestataire の3種があり、①は個人雇用主が労働者と直接契約し、②は団体等の紹介で労働者と雇用主が契約し、③は団体等が労働者と契約しサービス提供先に派遣する（中力 2012）。団体Yなどによれば③は雇用基準が厳しく有資格者が多く外国人は少ないとされたが、聞き取りでは③の経験者もいた。

(13) フランスでは省名が頻繁に変更されるため、雇用や社会的連帯担当省を便宜上、労働省と呼ぶ。

代的な雇用労働から切り離されてきた（Avril 2007）。ボルロー法までは団体や自治体の社会福祉局など非営利部門が主体となり⁽¹⁴⁾、無資格で就ける職として失業者に斡旋されてきた。

先述のようにフランスでは学校教育と職業資格が連動しており、学位や職業資格により職務が格付けされ賃金水準や労働条件が決まり、キャリアを決定づける（北澤 2017）。表 3 のように「1969 年職業水準体系」⁽¹⁵⁾では、義務教育から 2～3 年で取得できる職業適格証 *Certificat d'aptitude professionnel*: CAP の有無により水準 V の熟練労働者 *ouvrier qualifié* と水準 VI の非熟練労働者 *ouvrier non-qualifié* の区別がある（Tanguy 2004）。学位体系でも水準 V が労働市場参入への最低水準となる。戦後は未修学者も多く、国主導で全国成人教育訓練協会 *Afpa* が設立された⁽¹⁶⁾。石油危機後は非熟練層の失業率が最も増加し、有資格者の増加による生産性向上が社会の課題となる（Méda et Vennat 2004）。

1985 年には VAE の前身となる「職業経験認定措置 VAP」⁽¹⁷⁾ が施行（1992 年改正）され、中等教育を経なくても、職業経験や研修受講歴の認定により大学など高等教育へのアクセスが可能になった（夏目 2010; 山崎 2010）。だが VAP は利用が広まらず、当時推計で全労働者の 40% を占めるとされた非熟練労働者の資格取得が課題となった（Pinon et al. 2003）。

そこで政府は 2002 年の「社会現代化法」⁽¹⁸⁾ で VAP を発展させて VAE を施行した。欧州統合によりフランスで学位を取得する加盟国民が増加し、国内の無資格者の競争力強化も急務であった。VAE は資格の一部または全部を取得できる制度で、試験では実技が重視され、申請には学歴や国籍の条件はなく、有給・無給を問わずボランティアを含む 3 年以上の経験があれば失業者も申請できる⁽¹⁹⁾。対象資格等も労働省をはじめとする多数の省庁に拡大された（Céreq 2002）。ケア労働でも雇用局が資格取得を促し、経験のある失業者には個人指導や職業訓練が紹介される（園部 2013）。

ケア労働には複数の省による多数の資格等があり、水準 V では以下の 4 種が代表的で、移住女性もこれらをめざす。2003 年に労働省が失業対策のために設置した「家族生活支援員 *Assistant (e) de vie aux familles*: ADVF」は、介護・保育・家事の 3 分野の証明書があり、証明書を取得した分野で働ける。家事が最も合格が容易で、三つとも合格すれば資格が認定される。職種転換したい成人向けに他の国家免状への橋渡しとして位置づけられ、就学歴のない人には大きな意味をもつ。申

(14) MEP によればパリでは 2005 年に労働者の 61% が団体雇用だったが、2006 年に企業雇用 51% と割合は逆転した。ただし企業は短時間雇用が多く総労働時間では団体が上回る（DARES 2020）。

(15) *Nomenclature des niveaux de formations de 1969*. 2019 年に改定された（Décret n° 2019-14 du 8 janvier 2019 relatif au cadre national des certifications professionnelles）。本論では調査時の区分を用いる。

(16) *Agence nationale pour la formation professionnelle des adultes*, 現在は欧州社会基金や県議会からも補助金がある。*Afpa* については北澤（2017）に詳しい。

(17) 原語は *Validation des acquis professionnels*。

(18) *Loi n° 2002-73 du 17 janvier 2002 de modernisation sociale* (<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000000408905/>)。

(19) VAP では職業従事者に限定されていた。失業者の訓練費は県議会が拠出する。申請には雇用主や組織による証明書が必要で無申告雇用は対象外である。夏目（2010）も参照。2016 年の法改正で必要年数は 1 年に短縮された（*Loi n° 2016-1088 du 8 août 2016 relative au travail, à la modernisation du dialogue social et à la sécurisation des parcours professionnels*）。

請書類も 10 頁と短く移住女性にも挑戦しやすい。次に、労働省による施設労働向けの「社会生活介護士国家免状 Diplôme d'État d'auxiliaire de vie sociale: DEAVS」⁽²⁰⁾がある (Moreau 2003)。介護資格の序列では ADVF よりも DEAVS の方が必要書類も多く研修時間も長く、より高度である⁽²¹⁾。保育の「乳幼児職業適性証 Certificat d'Aptitude Pédagogique Petite Enfance: CAP-PE」は国民教育省による資格証書で、義務教育を経る必要があったが、VAE でも取得が可能になった。

VAE 施行後、資格等の取得者総数は 2002 年から 2015 年までに 33 万人に上った (DARES 2015)。申請者の過半数は水準 V の資格等をめざしていて、女性や失業者の割合が非常に高く、2015 年は各 73%, 74% であった。ケア労働関係の資格申請者では女性の割合は 96% に上る (DARES 2015)。本調査中の 2011 年には VAE 受験数 51,739 件の過半数を主要 10 資格等が占め、そのほとんどがケア労働関係であった (DARES 2012)。最多は「治療補助員国家免状 DEAS」で 6,311 件 (全体の 12.4%), 次いで DEAVS が 4,818 件 (同 9.4%), 保育の CAP-PE が 3,771 件 (同 7.4%) と続き, ADVF は 1,952 件 (同 3.8%) で 6 番目に多かった⁽²²⁾。ADVF では 2011 年の取得者の 21% が VAE により、学校教育に次ぐ取得方法となっている (DARES 2012)。

VAE により就学歴がなくても国家免状まで到達でき、理念的には職業選択の幅も広がるが、移住者には未就学者や失業者も多く、合格するのは容易ではない。統計では、16 歳以降で入国した移住者は、フランス生まれや 16 歳以下で入国した人よりも VAE で資格取得する確率が低い (DARES 2008)。そのため中間報告書では後述のように「最低学歴層」への支援が課題に挙げられた (Besson 2008)。本報告書は、移住女性をケア労働への動員対象と公言した移民担当大臣が前職で担当した。同様の認定制度で先行する北欧では移民の統合が制度の重点だと指摘するなど、「最低学歴層」に移民も潜在的な対象として含まれることが窺える。

他方で Jany-Catrice et al. (2009) は、在宅ケア労働の資格取得が企業内での集団交渉と昇進によらないことを「技能取得の個人化傾向」と分析する。ケア労働では顧客との信頼関係にもとづく労働者の個性や力量が技能とされる。それが VAE で認定されれば社会的上昇が可能になるが、実態は厳しい。以下のように「賃金労働の最下層」に特有の労働環境に加え、移住女性に固有の困難もある。

3 移住女性ケア労働者の経歴

(1) 選択理由と「適性」

調査時のパリ市とその周辺では、ケア労働に多数の移住女性が動員されていることは、すでに周知の事実であった。パリは生活費が高く市政は移民に共働きを推奨し、雇用局でもケアを「移民の妻向け」に斡旋する。移住者の多い 20 区の雇用センターもケア労働の説明会を行っていた。しか

(20) 2016 年に同水準の医療系免状と融合された。

(21) さらに上位の免状に、水準Ⅲで保健省管轄の「治療補助員国家免状 Diplôme d'État d'aide-soignant: DEAS」があり、医師や看護師による治療を補佐し、投薬時間の管理や死後の清拭を務める。その上位には学士号レベルの水準Ⅱに看護師国家免状 Infirmier d'État があり、この分野の頂点とされる。

(22) 数値は DARES による。

し本調査では移住前にケア労働者だった人はおらず、女性たちがケアを「選んだ」理由も消極的なものが多い。D, P, Q は出身国の学歴や資格がフランスでは認められず、職歴も生かせていない。I は就学歴が自分より短い親族が英国で出世しているとし、自分は「家族の犠牲になった」という。出身国では「校長にもなれたはず」の元教師 J は、夫が勤める航空会社が倒産したため自分の職を犠牲に移住した。「教師と同じ延長線上にある」と保育の選択を正当化する。

団体等に雇用されるには読み書きの基礎能力が必須となる (Doniol-Shaw et al. 2007)⁽²³⁾。サヘル以南諸国と比べてサヘル農村部では女性の識字率が低く、その能力のある女性は最底辺層には属さない (園部 2014, 2020)。O は就学歴はないが都市出身で、親族男性は就学して警察官もいる。O と小学校 4 年程度の R は、移住後に識字教室でフランス語を習得した。

介護では高齢者を家庭で世話する出身社会の習慣が選択理由に挙がるが、保育の位置づけは異なる。アフリカでは子守や家事は農村の少女が結婚前に就く仕事である (Jacquemin 2012)。雇用者側にいた人もいて⁽²⁴⁾、B も「子守は 10 代の娘の仕事で、やりたくない」が、同業の姪とともに勤務先を探す。

ところが当事者の意識と受入社会の認識は一致せず、移住女性の「適性」をめぐる多様な言説が見られる。Ibos (2012) によればパリの子守の雇用者には出身地によるステレオタイプ化が浸透し、富裕化の進む市東部のリベラル世帯が「子に優しい」とされるサハラ以南女性を好む。他方で自らもモロッコ出身の企業 Z 社長は、マグレブ女性は高齢者の排泄や異性の介助をできないなど制約が多く保育と家事に特化し、サハラ以南女性は性別の制約もなく文化的に高齢者との関係を大事にすると考える。

非正規滞在などの生活不安が初職に住み込みをする動機になるが、労働条件も交渉できず悲惨な経験になる (Oso Casas 2007; Blanchard 2014)。職場と私的空間、労働と余暇を区別できず「奴隷状態」に陥った例もある。父親の方針により 13 歳で退学させられ家出した G は、姉の紹介で住み込み保育を始め、ほぼ休みなしの過酷さで 5 年後に病気で解雇された。元超過滞在者 K は、非正規滞在の頃に無申告雇用で 2 年間「24 時間体制で」働いた。その後、短期の清掃や施設の夜間巡回、無申告の直接雇用を経て、団体で介護を始めて 10 年になる。この 2 名は例外ではなく、Avril (2012) も外国や海外領土の出身者は、ほぼ全員が住み込みから参入しているという。

ケア労働が目的で移住した人も、自国の高失業率が理由である。P は高校卒業後に医療技術の免状を取得し、高失業率のハイチから単身でフランス領ギニアに渡った。出産して滞在許可証をえたが仕事はなく、本土の介護人材不足を知り移住し、職業訓練で ADVF を取得して働き始めた。筆者らの企業 Z 訪問中には履歴書を持参した女性がいて、社長は自らケアを志すのは移住女性しかいないという。だがそれは消極的な「選択」で、移住女性は受入社会の事情や要求により職業選択を行っていることが分かる。

(23) はほぼすべての聞き取りにもよる。企業 Z によると介護と保育では業務記録を書き、家事では買い物メモを読む必要がある。

(24) 2005 年に筆者が滞在したマリの首都バマコでも、一般家庭で地方出身少女が働いていて、月給は 5,000CFA (7.6 ユーロ、約千円) だった。

(2) 転職歴と失業リスク

ケア労働は短時間・短期間契約の連続、かけもちが多い (Abhervé et Dubois 2008; Puech 2007)。保育は最長3年、介護は約10年で、顧客1人では失業リスクも高く経歴は細分化される。Bは無料広告で見つけた家庭で3年勤務後、2年間失業中で「子が成長したら私は失業なんて、やる気を失わせる」という。労働者は条件改善のために転職を繰り返し、移住前の学歴と語学力、情報収集力、行動力などの人的資本が経歴に表れる。

失業回避のため戦略的に複数の雇用先を確保する人もいる。Hのシェア保育 garde-partagé では、貼り紙で見つけた最初の顧客が近隣に呼びかけて複数世帯がHと契約し、週の当番宅を決めて子を送り、Hもそこに出勤する。Lは10代で「冒険」のために移住し、学業は諦めて親族宅に住み、隣の高齢者の孤独死をきっかけに介護を始めた。組織を起こさずフランス人男性らと約30人で協力し、のちに独立して近隣の医師などから紹介された家庭で働く。

他の職種からは紹介で参入し直接雇用、団体、社会福祉センターの順に転職した人が多い。後述のようにこの順に賃金が高くなる。Fは入国直後に同郷の、Mは介護職の友人の紹介で参入した。Oも紹介で直接雇用の介護を始め、伝聞で社会福祉センターに転職し、それまでの全介護先を同郷の友人に譲った。Fは直接雇用ののち施設勤務から団体に転職し、Sは病院、修道会施設、団体、社会福祉センターと、あらゆる雇用形態と職場を経た。

多くの人が公務員になれる可能性がある公共部門をめざしている。保育資格のVAEを準備するG、Hは市営幼稚園勤務が目標である。ただし公務員になるにはフランス国籍が必要で、定員の「順番待ち」もある。社会福祉センター職員とそれ以外の人で明確な経歴差はなく、就学経験がなくても「あちこちに手紙を送った」Mなど、情報収集力の差による。

介護では高齢者の死は失業を意味する。Oは「高齢者が本当に必要としているのは話し相手、心地よさ、希望」で、ケアには信頼関係や愛情が求められるという。顧客の死に労働者は心労など「喪の現象」を過ごし、雇用局では耐えられずに職種転換を希望する人もいる。コンサルタント会社社長らはアフリカ出身者にとって「死は家族に囲まれて訪れるもの」で、孤独死に直面できないなど社会的規範の差異もあると指摘する。他方でMは対話が好きで介護を続けるが、長く通った高齢者の死にも「プロフェッショナル」でいるため弔問もしないという。以上のように失業リスク、異文化の死への対応と、ケア労働は精神的にも過酷である。だが「経験のない分野への職種転換はフランスでは難しい」(I) とし、離職を考える人はいない。

4 労働条件と賃金水準

介護では働き方はあまり選択できず、複数世帯の巡回が圧倒的に多い (Abhervé et Dubois 2008)。家賃の安い郊外に住む労働者がパリ市内のケア労働を担う構造のため、通勤と勤務中の空き時間が労働者の負担となる。D、Eは1軒で終日勤務だが、Fは1日のべ8軒を車で巡回し、途中で自分の子の送迎もする。Mは18年間パリ南部を巡回したが、片道2時間の通勤に、顧客の死で空き時間もできて疲弊し、悩んだ末に辞職した。自己都合退職で退職金ももらえなかった上、次の仕事が見つかるまで半年も失業した。社会福祉センターに転職後も毎日、担当区画をバスや徒歩

で巡り、空き時間もある。大半の人は昼休みがなく昼食抜きで働くが「慣れるしかない」（M, S）という。

賃金は無申告労働が最も低く団体、企業、社会福祉センターの順に高い⁽²⁵⁾。経験年数による上昇はほとんどないが、資格は給与に反映される。無申告・直接雇用のBの保育は時給6ユーロと最低賃金以下、Gの住み込み保育は子2～3人で月収4,000～4,500フラン⁽²⁶⁾と最低賃金の約半分だった。調査時は編入支援団体からの派遣で1世帯に週21時間勤務⁽²⁷⁾、月収800ユーロだったが、顧客が派遣契約を解除して750ユーロで直接雇用を提案してきた。Gには不利な変更だが、義務教育も終えていないためか権利の意識がなく、交渉もしない。一方でPは自分の子を同郷ハイチ出身の超過滞在女性に任せ、月収1,400ユーロから300ユーロを払っていたこともある。このように立場の弱い移住女性の搾取がなければ、在宅ケアは成立しないといえる。

正規契約でも団体は賃金が低く、Dは時給8ユーロ、Mは勤続18年の辞職時、手取り月収1,300ユーロだった。企業Zの初任給は最低賃金で、無資格者の平均時給は9.43ユーロ、有資格者は10.5ユーロで、実績により契約外で賞与も出す。収入を増やすために副業する人もいる。組織Wの個人指導でADVFを取得したCは短時間契約なため、週末は独自に直接雇用で働く。その給料は顧客の「恩恵」で時給12～15ユーロ、週末は18ユーロが相場で、資格があれば高い時給を要求できる⁽²⁸⁾。

多くの人がめざす公共部門の賃金は他の雇用者よりも若干高い。社会福祉センターでは当初は時給制の短期契約で平均時給11.61ユーロ、月収換算で1,300～1,400ユーロである。その後6ヵ月契約、5年後までに1年契約、月収制で1,500～1,600ユーロになるが、週末勤務が含まれる。つまり賃金はあまり増加しない。責任者は勤続10年超でも平均時給12.15ユーロと、勤務開始時と大差ないことに「愕然とした」という。移住後、友人宅に居候して社会福祉センターで働き始めたPは、家賃の安い公営住宅に住みたかったが短期契約では入居資格がなかった。そこで団体に転職し、試用期間後に無期限契約になり住宅の割り当てを受け、社会福祉センターに戻った。短期契約でも団体よりは賃金が高いからである。

以上のようにケア労働は過酷で不安定な底辺労働である。そのため少しでも良い条件を追求して転職を繰り返す人がいることも分かる。

5 VAEの課題と意義

近年は、より高度な技術を必要とする高齢者や障がい者が増加し、労働者にも高い技術と専門性が求められる。団体や企業では事業資格の認定とともに、サービスの質にみあう技能を備えた有資格者の育成が急務となる。ではVAEで移住女性ケア労働者の「専門化」と待遇改善は進むの难道

(25) 2006年のフランスの最低賃金は8.27ユーロで首都圏ケア労働者の平均賃金は11ユーロ（Bouffin et al. 2011）。

(26) 617～686ユーロ。

(27) 編入支援団体の雇用は週26時間までの短時間契約である。

(28) ただし団体Y関係者は、このような副業の希望や理解が労働者、雇用者ともに低いことが社会的上昇の障壁とする。

図2 VAEの申請書類（一部抜粋）

4.1. – Expérience en rapport avec le domaine de compétence 1 du DE AVS

Domaine de compétences 1 du DE AVS : Connaissance de la personne

Compétences attendues :
 Situer la personne aidée aux différents stades de son développement
 Situer la personne aidée dans son contexte social et culturel
 Appréhender les incidences des pathologies, handicaps et déficiences dans la vie quotidienne des personnes

Avez-vous été amené à exercer auprès de plusieurs publics (enfants, familles, personnes âgées ou handicapées, etc.) ? Lesquels ?

j'ai travaillé auprès de M^{me} [redacted] une femme de 93 ans. Cette personne était très peu autonome. j'intervenais chez elle pour l'aider dans tous les actes de la vie quotidienne. Dans un premier temps elle utilisait la canne puis par la suite un fauteuil roulant.

j'ai travaillé chez M^{me} [redacted] une personne âgée de 92 ans ancien polytechnicien. C'est une personne relativement autonome, j'intervenais chez lui pour l'aider dans les courses et la préparation des repas.

j'intervenais chez M^{me} [redacted], une personne de 85 ans atteinte de la maladie d'Alzheimer

j'intervenais chez M^{me} [redacted] homme en chaise roulante mais autonome dans ses déplacements et par les gestes du quotidien, c'est une personne de 102 ans, le plus ancien de son quartier.

j'ai travaillé auprès de M^{me} [redacted] une personne autonome de 86 ans ayant besoin de compagnie.

10

出所：団体Yの個人指導受講者Eによる申請書で、合格後に担当者をつうじて提供を受けた。申請書類のうち関連の経験を説明する節の冒頭で、過去に担当した顧客について描写を求める指示書きに対し、回答は担当した高齢者ごとに自立度、自らの介入の度合いと職務内容を記している。以下30頁以上の論述が続き、高度な文章作成能力が求められることが分かる。

が直接雇用で働くが、団体Yの個人指導の受講者は約200人に留まる。社会福祉センター職員で高校中退以上の人は移住後に資格取得したか準備中だが、Rを除き小学校卒以下の人は、資格の存在すら知らなかった。Sは「少しの通学経験が人生の動機」で、今からめざしたいと話す。こうした努力により初めて最低水準の資格に到達するなら、確かに「ごくわずかな社会的上昇」にすぎない。

(29) 就学歴がないMは顧客に頼まれた書類執筆は勤務先に依頼する。MEPでは指導受講者の8%が筆記に、Wでは約30%がフランス語全般に問題があった。

うか。

団体Y代表者らは、資格は移住女性にとって「ごくわずかな社会的上昇」にすぎないと分析する。理由の一つにVAEの難しさがあり、申請者の16%が途中で放棄していて義務教育未修了者では合格率も低い(DARES 2008; Marquier 2008)。図2のように申請書類の論述に加えて実技と口頭試験で知識と技能を問われるため、低学歴の人にはフランスの「筆記文化」が壁になる⁽²⁹⁾。先述のように16歳以降で入国した移住者の成功率は国内出身者に劣る。移住女性は転職歴も多く、履歴書の執筆や経歴の説明が難しい。失業中に1人で準備したBは、ADV Fの3証明書で最も簡単な家事しか取得できなかった。聞き取りで経歴を順序立てて話せなかったFは、VAE試験にも合格できなかった。ケア労働はこうした移住女性によって支えられているため、個人指導の拡大が望まれる。

情報不足も課題であるし、移住前の学歴差は制度の知識の差にもなる。セ県では3万人以上

さらに団体 Y 関係者は今後、県内の社会経済的困難を抱える移住者が、同じように不安定な移住労働者の介護を受け、虐待や文化的摩擦など多くの課題が生じると予測する。P は肌の色による差別を経験し、H などムスリムでも豚肉を調理する寛容さが求められるなど、労働者は異文化への対応も引き受ける。こうした「間文化性」に注目するコンサルタント会社は、閉ざされた私的空間で文化的背景の異なる顧客に対応するための職業訓練を行う⁽³⁰⁾。この訓練に労働者を送る企業 Z 社長らは、雇用主側の意識の低さも課題だとし、社会的な意識改革も求められる。

他方で社長らは職員の語学力の大幅な改善を実感していて、対話力や異文化理解が培われるケア労働は移住女性の社会統合を促進するともいう。N や O は高齢者との会話で「知識が豊かになる」という。個人指導の受講者には資格への肯定的な意見も多くみられた。「家族の犠牲」になったという I にとって、資格は「褒美」であり、夫も I を応援している。H の励みは、自らの労働で「将来フランス社会を牽引するはずの〔支配階層の〕子」が成長することである。このように資格は移住女性の自尊心をも支えている。彼女たちの「専門化」が進めば将来、不安定な貧困高齢者の減少にもつながるが、そのためには VAE の周知と個人指導の拡大など受験環境の整備が望まれる。

おわりに

フランスの首都圏のケア労働は、移住による「下方移動」にもかかわらず、受入社会からみた「適性」によりそれを「選択」せざるをえなかった、旧植民地アフリカ出身の移住女性が支えている。その多くが中間層出身で中等教育程度の学歴か識字能力がある。彼女らが過酷な労働に耐え、非熟練労働者としてめざす資格は、労働市場の最下位水準のもので、VAE はその一步にすぎない。

旧植民地アフリカ諸国の学歴や資格の認証手続きは煩雑な上、統計からは家族移民には低学歴者も多く、手続きはさらに困難をとまう（Lé et Mahrez 2018）。そのため国籍や学歴を問わず、取得しやすい資格の創設と VAE による取得、そのための語学訓練や個人指導の整備は、移住女性の労働条件改善の鍵となる。人に合わせた制度改革は、フランスの社会システムの柔軟化と刷新にもつながるだろう。

調査時はボルロー法の導入から年数が経っておらず、新規参入した企業の労働者に話を聞くことはできなかった。統計からは短時間雇用が多いが、それが労働者にとってどのような意味をもつかは、今後の研究の課題となる。さらに首都圏のケア労働を移住女性に頼る社会構造のため、将来のケア労働環境は深刻な状況になるとも指摘された。旧植民地アフリカからの移住女性ケア労働者の待遇改善と「専門化」に加え、異文化に対する受入側の寛容さの醸成は、フランスの社会設計にかかわる課題として今後も注視されねばならない。

（そのべ・ゆうこ 香川大学経済学部教授）

(30) 観察した訓練では元介護労働者で俳優の男性講師が高齢者を演じ、近隣住人の文化的背景や受講者の被るヴェールに不満をいう場面に対応させ、全員で議論していた。

【謝辞】

調査にご協力頂いた皆さま，共同研究者と日本社会学会大会の出席者の皆さま，有益なコメントを頂いた本誌の匿名の査読者および編集委員会に感謝申し上げます。

【参考文献】

- Abhervé, Michel et Pierre Dubois (2008) « La difficile professionnalisation des emplois dans les services à la personne. » Numéro spécial de *Sociologia del Lavoro*, mars 2008.
- Anderfurhen, Marie (2002) « Mobilité professionnelle des domestiques au Brésil (Nordeste) : une logique complexe. » *Tiers-Monde* :265-285.
- Avril, Christelle (2007) *S'appropriier son travail au bas du salariat: Les aides à domicile pour personnes âgées*. Thèse de doctorat, non publié Écoles des Hautes Études en Sciences Sociales.
- (2012) « Ressources et lignes de clivage parmi les aides à domicile. Spécifier une position sociale : quelles opérations de recherche ? », *Actes de la recherche en sciences sociales*, 2012/1-2 (191-192) : 86-105.
- Balzani, Bernard (2010) « Chapitre introductif » Bernard Balzani éd. *Les Services à la personne*. La Documentation française, 9-26.
- Blanchard, Sophie (2014) « Migration féminine et «condition domestique»: de l'apprentissage à la professionnalisation. » *Revue Tiers Monde* (1) : 147-162.
- Besson, Éric (2008) *Valoriser l'acquis de l'expérience*. Secrétariat chargé de la prospective, Paris.
- Bouffin, Sandrine, Jean Bresner, Carine Camors, et Bénédicte Gualbert (2011) « Les services à la personne en Ile-de-France : des emplois précaires et peu rémunérés. » *INSEE ILE-DE-FRANCE à la page*, n° 355 Avril 2011.
- Céreq (2002) « La validation des acquis professionnels: bilan des pratiques actuelles, enjeux pour les dispositifs futurs. » *Céreq Bref*. Centre d'études et de recherches sur les qualifications.
- Croff, Brigitte (1994) *Seules: genèse des emplois familiaux*. Éditions Métailié.
- DARES (2008) « Le parcours des candidats à la validation par les acquis de l'expérience des titres et diplômes de niveau V. » *Première Synthèses*, Août 2008.
- (2012) « La VAE en 2011 dans les ministères certificateurs: le nombre de diplômes délivrés reste stable. » *DARES Analyses*, n° 091.
- (2015) « La Validation des acquis de l'expérience en 2015 dans les ministères certificateurs : le nombre de diplômés par la voie de la VAE continue de diminuer. » *DARES Résultats*, n° 038.
- (2020) « Les services à la personne en 2018: Légère baisse de l'activité, hausse du recours aux organismes prestataires. » *DARES Résultats*, n° 011.
- Dermenjian, Geneviève (1991) « Les femmes dans les mouvements familiaux populaires de 1935 à l'après-guerre. » *Les cahiers de GRMF*, Femmes, famille et action ouvrière: pratiques et responsabilités féminines dans les mouvements familiaux populaires, 1935-1958, 6: 35-57.
- Doniol-Shaw, Ghislaine, Emmanuelle Lada et Annie Dussuet (2007) *Les parcours professionnels des femmes dans les métiers de l'aide à la personne: Leviers et freins à la qualification et à la promotion*. Université Paris-Est - École Nationale des Ponts et Chaussées.
- Dussuet, Annie (2005) *Travaux de femmes: Enquêtes sur les services à domicile*, L'Harmattan.
- Dussuet, Annie et Dominique Loiseau (2007) « Les services aux familles offerts par les associations : un modèle de service « entre » formel et informel ? » Annie Dussuet et Jean-Marc Lauzanas éd., *L'économie sociale entre informel et formel*. Presses universitaires de Rennes. 95-128.
- Freedman, Jane (2000) "Women and immigration: Nationality and citizenship." Jane Freedman and

- Carrie Tarr eds. *Women, immigration and identities in France*, Berg Publishers : 13-28.
- Gadrey, Nicole, Florence Jany-Catrice et Martine Pernod-Lemattre (2009) *Employés non qualifiés : la catégorie oubliée des politiques d'égalité professionnelle. Socio-économie du Travail*, 2009, XLII (30), 57-86. (halshs-00818056)
- Hondagneu-Sotelo, Pierrette (2007) *Doméstica: Immigrant Workers Cleaning and Caring in the Shadows of Affluence*, University of California Press.
- Ibos, Caroline (2012) *Qui gardera nos enfants ? : Les nounous et les mères*, Flammarion.
- 石井洋子 (2020) 「アメリカ合衆国東部への国際移動と生存戦略：ケニア出身の女性移民の語りに注目して」 児玉由佳編『アフリカ女性の国際移動』アジア経済研究所, 83-123
- 伊藤るり (2020) 「フランスにおける家事労働のフォーマル化と家庭雇用」伊藤るり編『家事労働の社会学』人文書院, 186-215
- Jacquemin, Mélanie (2012) *Petites bonnes d'Abidjan: Sociologie des filles en service domestique*, L'Harmattan.
- Jany-Catrice, Florence, Emmanuelle Puissant et Thierry Ribault (2009) « Associations d'aide à domicile: pluralité des héritages, pluralité des professionnalités. » *Formation Emploi*, 2009 (107) : 77-91.
- Jauneau, Yves (2009) « Les employés et ouvriers non qualifiés: Un niveau de vie inférieur d'un quart à la moyenne des salaires. » *Insee Première*, n° 1250-juillet 2009.
- 北澤謙 (2017) 「第4章フランス」労働政策研究・研修機構『諸外国における教育訓練制度：アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス』79-120
- 児玉由佳編 (2020)『アフリカ女性の国際移動』アジア経済研究所
- 児玉由佳 (2020)「湾岸アラブ諸国に渡航するエチオピア人女性：就業機会をもとめて」児玉編前掲書, 39-82
- 国際移動とジェンダー研究会編 (2012)『ワークショップ記録集 仏伊独における移住家事・介護労働者：就労実態、制度、地位をめぐる交渉』一橋大学大学院社会学研究科国際社会学プログラム・伊藤るり研究室
- Laville, Jean-Louis (2009) « Services aux personnes: le rôle des associations. » Philippe Steiner et François Vatin éd., *Traité de sociologie économique*, Presses Universitaires de France, 411-449.
- Lê, Jérôme et Mahrez Okba (2018) « L'insertion des immigrés, de l'arrivée en France au premier emploi. » *Insee Première*, n° 1717-novembre 2018.
- 牧陽子 (2020)『フランスの在宅保育政策——女性の就労と移民ケア労働者』ミネルヴァ書房
- Makridou, Efthymia (2014) *Le care dans tous ses éclats: des employées au service des personnes âgées: entre contraintes et petits arrangements*, Thèse de doctorat non publié, Université Paris 8.
- Marquier, Rémy (2008) « Préparer le diplôme d'auxiliaire de vie sociale par la validation des acquis de l'expérience. » *Études et résultats*, DRESS.
- Méda, Dominique et Francis Vennat (2004) « Introduction. » Dominique Méda et Francis Vennat éd., *Le travail non qualifié: Permanences et paradoxes*, La Découverte, 13-37.
- Moreau, Sylvie (2003) « Du CAFAD au diplôme d'état d'auxiliaire de vie sociale. » *Gérontologie et société*, 2003, 104: 149-160.
- 村上一基 (2020)「家庭から就労へ——フランス移民政策における移住女性と家事・介護労働」『東洋大学人間科学総合研究所紀要』(22) 127-148
- 中上光夫 (2007)「フランスにおける「職業訓練」と職業資格」『国際地域学研究』47-60
- 夏目達也 (2010)「社会経験による能力の評価に基づく学位授与方式：フランスにおける社会経験認定制度」『名古屋高等教育研究』117-138
- Ndiaye, Pap (2008) *La condition Noire: essai sur une minorité française*, Calman-Lévy.
- Oso Casas, Laura (2002) « Stratégies de mobilité sociale des domestiques immigrées en Espagne. » *Revue Tiers-Monde*, 170: 287-305.

- (2007) « L'insertion des migrants latino-américains sur le marché du travail en Espagne. » *Hommes et Migrations*, 1270: 82-91.
- Parrenas, Rhacel (2001) *Servants of Globalization: Women, Migration and Domestic Work*, Stanford University Press.
- Pinon, Natacha, Odile Contat et Marie-Claire Viez (2003) « *La validation des acquis de l'expérience: Synthèse documentaire.* » INTD.
- Puech, Isabelle (2007) *L'emploi des femmes dans les services à domicile*. IRSIB.
- 園部裕子 (2012) 「移住女性と在宅労働における「社会的上昇」の(不)可能性：パリ市と郊外における「職業経験認定制度 (VAE)」の申請支援を事例に」国際移動とジェンダー研究会編前掲書, 31-59
- (2013) 「フランスの社会的排除・失業対策と移住女性：パリ市における社会編入支援組織 SIAE と移住女性アソシアシオンの連携を事例に」『香川大学経済論叢』第 85 巻第 4 号: 213-240
- (2014) 『フランスの西アフリカ出身移住女性の日常的実践——社会・文化的仲介による「自立」と「連帯」の位相』明石書店
- (2020) 「サブサハラ・アフリカからフランスへの女性の移動と滞在資格：家族統合／非正規滞在／FGM を理由とする庇護申請を中心に」児玉編前掲書, 257-304
- Tanguy, Lucie (2004) « La fabrication des nomenclatures de niveau de formation et leur inférence sur la notion de qualification. » Dominique Méda et Francis Vennat éd., *Le travail non qualifié: Permanences et paradoxes*, La Découverte.
- 中力えり (2012) 「フランスの対人サービス政策と社会的結束」国際移動とジェンダー研究会編前掲書, 15-30
- 山崎ゆき子 (2010) 「フランスにおける学習社会構築へ向けての取り組み——高等教育における経験認定措置をめぐって」『日本学習社会学会年報』6 巻, 123-129